

はじめに（策定趣旨）

- 豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有する三重県の食関連産業は、農林水産業・製造業・サービス業が関わる裾野の広い産業であり、多くの県民の「働く場」を提供している。
- 本県は、「『食』で拓く地域活性化」をテーマに、国の地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けた（平成27年1月）。
- 今後、5年程度の本県の食の産業振興の方向性を定めた「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、集中的に施策を展開していくこととする。

第1章 三重の食が持つポテンシャル

1. 三重の食のバックグラウンド～歴史、風土、文化など～

2. 食に関連する産業の裾野の広さ

(1) 1次産業（農林水産業）

- 豊かな食材、食文化
- 三重ブランド等、品質管理された食材 など

(2) 2次産業（製造業）

- 食文化に根ざした加工食品（米菓、酒、水産加工品等）
- ダイニングを彩る製品群（陶器、織物、木材、鋳物等）
- 日本を代表する食品企業の製造拠点や機能性食材等の研究開発型企業、食品製造の生産設備を担う企業の存在

(3) 3次産業（サービス業）

- 豊かな観光資源、国内有数のレジャー施設や宿泊施設
- 優れた料理人
- 地産地消に取り組む小売業や革新的な卸売業

3. 教育・研究機関

- 実践的な調理技術教育を行う高等学校や、地域の食の知が集積している専門学校
- 大学や県公設試験機関、国や民間の研究機関

ポテンシャルを最大限に活用

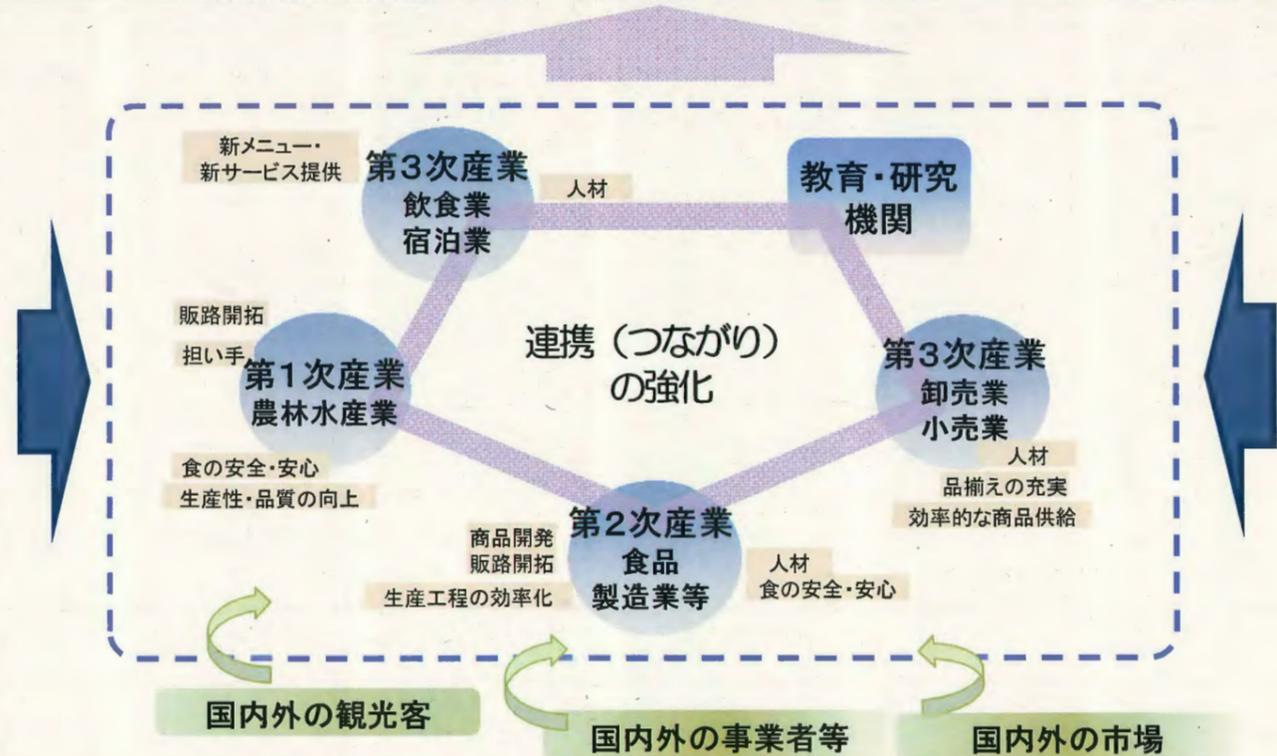
第3章 食の産業振興の目指すべき姿

◆県内の雇用を創出し、地方創生の鍵となる「三重の食関連産業」

◆国内外の多くの人を惹きつける「三重の食関連産業」

◆県民の安全・安心、健康づくりに寄与する「三重の食関連産業」

第1次産業から第2次産業、第3次産業までが一体となった食の産業振興



食の産業振興を支える土台づくり

直面している対外的変化に的確に対応

◆伸びない国内市場・生産年齢人口の減少

- 人口減少、国内需要の減退等の中、消費者ニーズの変化を的確に捉える必要。

◆拡大する世界の食の市場

- 急速に拡大する世界の食市場を取り込み、三重県の食産業の成長を促進する必要。

◆情報通信技術の進展

- ICT・ビッグデータの発達により新しい産業分野の創出など様々な取組が展開。

第4章 今後の取組の方向性

第1次産業から第2次産業、第3次産業までが一体となった食の産業振興

1. 素材(農水産品)の磨き上げ・試験研究

- 生産コストや病原菌リスクの低減等、農水産業にかかる技術課題についての試験研究の実施
- 海女の漁獲物のブランド化による付加価値向上の支援
- 海外マーケットのニーズ等に即した栽培技術の確立とJGAP認証取得の促進

2. 商品開発支援

- 農林水産資源を活用し、産学官連携による新商品等を生み出す「みえフードイノベーション」の推進
- 医療食・介護食など機能性食品・作物の創出、地域資源を活用した医薬品、化粧品、健康増進・維持につながる食品等の製品化支援
- 「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」を通じた研究開発・技術支援
- 海外・大都市圏を目指すグローバル食品の開発促進
- 伝統産業・地場産業における、デザイナー等との連携による商品開発及び販路拡大等支援

3. 販路開拓支援

- 「三重セレクション」認定による県産品の販路拡大
- 大都市圏のバイヤー・シェフ等と県内事業者とのネットワーク構築及びマッチング等の支援
- 地域資源を活用した医薬品、化粧品、健康維持・増進につながる食品等の販路開拓に向けた支援
- 海外市場調査を通じた県産水産物の輸出促進
- 台湾、アセアン諸国での物産展の開催、海外に販路を持つバイヤーの招聘による県産品の輸出拡大支援、台湾およびタイへの現地アドバイザーの設置等による営業活動支援
- 沖縄国際物流ハブ機能を活用した県産品のアジア市場への展開促進
- 獣肉等(ジビエ料理)の需要拡大のための供給体制の整備や商品開発・販売促進

4. 三重の食の情報発信

(海外への情報発信)

- 三重県フェアによる県産品の魅力発信、展示会等に出展する事業者への支援
- CIA(カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ)で開催される「ワールド・オブ・フレイバー(WOF)」への参加(H27.4)
- ミラノ国際博覧会(テーマ:食)への出展(H27.7)
- 県産品を活用し、三重らしさや機能性を生かした日本食、日本食レシピの提案・紹介
- 県産ブランド牛肉の海外メディアや料理人等への情報発信
- 主要国首脳会議(サミット)開催(H28)
- 海外誘客のためのプロモーションや無料公衆無線LANや免税店など受け入れ環境の整備支援

(国内への情報発信)

- 「全国菓子大博覧会・三重」の開催(H29)
- 三重テラスを中心とした首都圏でのネットワークの強化・拡大及び情報発信
- 関西圏からの観光誘客や食の販路拡大につながる関西圏営業戦略の展開
- 三重県フェアによる県産品の魅力発信、展示会等に出展する事業者への支援
- 「三重ブランド」認定による優れた県産品の情報発信
- 米の流通事業者との連携による県産米のPR、魚食普及の取組の推進

5. 新たな価値を創造する基盤の構築

- 個々の事業者の経営力の強化
- 食関連産業(サービス産業含む)等の誘致、外資系企業の誘致

食の産業振興を支える土台づくり

1. 食の安全・安心に向けた取組

- 農薬や水産用・動物用医薬品等の適正使用の推進や、トレーサビリティの適正実施等による食の安全・安心の確保
- 加工・業務用野菜の産地に向けた体制の構築

2. 多様な連携(つながり)を生み出す仕組みづくり

- (ICTを活用したネットワークづくり)
 - ICT等の活用による、生産、加工、流通、販売に至る事業者間の連携の強化、ビッグデータを活用できる環境の整備や人材の育成
 - 三重の食が一元的に把握できる消費者目線での情報発信のしくみの構築
- (多様な業種の顔の見える関係づくり)
 - 従業員も含めた事業者との勉強会や事業者間連携の構築につながるネットワーク形成のための、専門家によるコーディネート組織の形成

3. 食関連産業の人材の確保・育成

- (農林水産業における人材育成と担い手確保)
 - 農業者のマーケティングスキルの体系的な習得の支援
 - 農業への企業等の参入促進や意欲ある多様な農業者の育成、新規就農希望者や障がい者などの就労支援
 - 漁業への新規就業者の初期投資費用の軽減や障がい者の就労支援
- (食品製造業における人材育成)
 - 商品の差別化に向けた取組や、事業活動の信頼性、営業力の向上支援
- (飲食業・宿泊業などサービス産業における人材育成)
 - マーケティングスキルの向上やおもてなし経営手法の体系的な習得の支援
 - 県内高等学校への食に関わる専攻科の設置促進や世界に通用する料理人の輩出を視野に入れた米田料理大学との連携
 - サービス経営学プログラムの県内大学への導入、海外の食の総合大学との連携の検討
- (県民の親しみ・理解の醸成)
 - 県民に三重の食や食文化への親しみや理解が深まるような新たな施策の検討

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応じていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として、策定する。

2. 計画の性格

県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。

3. 計画の期間

平成28年度(2016年度)から10年後を見通す。
なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した行動計画を策定する。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

- (1) 「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけていく地方創生の取組が本格化
- (2) 都市に住む若者を中心とした、都市と農村を行き交う「田園回帰」の新たな動き
- (3) 人口減少の本格化、高齢化により、国内食市場は縮小の予想、一方、和食人気の高まりとともに、日本産食品への海外の需要が高まると予想
- (4) 社会構造やライフスタイルの変化により、消費者ニーズが多様化・高度化
- (5) 女性の能力発揮による商品開発など、女性の活躍が拡大
- (6) 農業・農村の多様な可能性（介護食品等の新分野の開拓、地域資源の有効活用による新事業創出、ICT・ロボット技術の導入等）への期待の高まり
- (7) 大規模自然災害に備え、防災・減災対策の強化を求める声の高まり
- (8) 農地中間管理事業の創設など国の政策が転換
- (9) 本県では、高いポテンシャルを有する「食」の魅力の発信等により、食の産業振興を展開

2. 三重県の農業及び農村の現状と課題

(1) 耕地

- ・耕地面積は年々減少、直近10年間で耕地面積の約4.6%の約2,900haが減少。
- ・耕作放棄地が増加、平成22年には、耕地面積の約11.7%にあたる7,223haに。
⇒「もうかる農業」の展開により、農地の有効活用を図ることが必要
⇒農地の維持・保全活動を、持続的な地域活動に発展させることが必要

(2) 農業者

- ・農業就業人口は、平成22年までの直近10年間で約40%減少。うち74%を65歳以上が占め、高齢化が進展。新規就農者のうち法人就農の割合は約7割と高い。
⇒農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成が必要

(3) 農業生産

- ・平成25年の農業産出額は、主食用米の需要減少などから、平成12年の1,334億円と比較して16.5%減少し1,114億円に。
- ・農業資材価格等が年々上昇し、農業経営を圧迫。
⇒収益性の向上や新たな需要の創出に向け、6次産業化や食の産業振興が必要

(4) 農村社会

- ・高齢化、人口減少により、地域の共同活動で支えられる多面的機能の発揮に支障が生じつつある。
- ・野生鳥獣による農作物被害は、減少傾向にあるものの依然として深刻な状況
⇒農村における新たな雇用を創出し、若者の定住につなげていくことが必要
⇒有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策を総合的に講じる必要がある

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業及び農村の果たす役割

- ①食料の持続的な供給
- ②多面的機能の発揮
- ③地域経済と就業の場を担う産業

(2) 基本計画の見直しにあたっての基本視点

次の3点を見直しの基本視点とする。

- ①食産業の核となる「もうかる農業」の展開
- ②農業の未来を切り拓く創造的農業経営への革新
- ③「協創」による持続的な地域活動の展開

(3) めざすべき将来の姿

- ①安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- ②農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成される姿
- ③農村における雇用の確保と所得の向上が図られる姿
- ④食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出により「もうかる農業」が実現される姿

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

農業及び農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	検討中(※)	【参考】現行：食料自給率(カロリーベース)
施策展開	①水田農業の推進 ③畜産業の発展	②園芸等産地形成の促進 ④農畜産物の安全・安心の確保 等

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標	検討中(※)	【参考】現行：農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)
施策展開	①地域の特性を生かした農業の活性化 ③若者・女性・企業等多様な農業経営体の育成 ⑤農畜産技術の研究開発と移転 等	②農地中間管理事業を核とした農業構造の強化 ④農業生産基盤の整備・保全と強靱化

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

農業及び農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や農村の活性化に取り組む。

基本目標	検討中(※)	【参考】現行：農山漁村地域の交流人口
施策展開	①快適な農村環境の整備 ③地域の特性を生かした農村の活性化	②獣害につよい農村づくり ④多面的機能の発揮 等

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。

基本目標	検討中(※)	【参考】現行：県産品に対する消費者満足度
施策展開	①みえフードイノベーションの促進 ③食育の推進と県産農産物の需要拡大 等	②国内外における新たな需要の開拓

※基本目標については、次期「県民力ビジョン・行動計画」の見直し作業と整合を図りつつ検討。

第4章 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

背景

- 米の需要減少などから、農業産出額は低迷傾向
- 農業資材価格等が年々上昇し、農業経営を圧迫

- 人口減少の本格化、高齢化により、国内食市場は縮小の予想、一方、和食人気の高まりとともに、日本産食品への海外の需要は高まると予想
- 社会構造やライフスタイルの変化によって消費者ニーズが多様化・高度化

- 本県では、豊かな食材や多様な食文化など高いポテンシャルを有する「食」の魅力の発信等により、食の産業振興を展開

- 若者等が希望を持てる「強い農業」の実現に向け、農地中間管理事業の創設など、国の政策が転換
- ICT・ロボット技術の導入、新分野の開拓等、農業・農村の多様な可能性への期待の高まり
- 農業就業人口の減少、高齢化が進展
- 「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけていく地方創生の取組が本格化

- 大規模自然災害に備え、防災・減災対策の強化を求める声の高まり

- 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行するなかで、荒廃農地の増大や集落機能の低下が懸念
- 都市に住む若者を中心とした、都市と農村を行き交う「田園回帰」の新たな動き
- 野生鳥獣による農作物被害は依然深刻な状況

見直しにあたっての基本視点

基本視点1 食産業の核となるもうかる農業の展開

これまでの取組を通じ、経営規模の拡大や経営の多角化、法人化、食品事業者との連携による新商品の開発など、「もうかる農業」の取組が生まれつつありますが、大きな潮流になるまでには至っていない状況にあります。

一方、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用するとともに、国内外の需要を積極的に取り込むことにより、「食」と一体となってその価値を發揮し、農業・農村の活性化につなげていくことが求められています。

このような中、**農業・農村は、マーケットで支持される安全で安心な農産物を安定的に供給するという普遍的な役割を担いつつ、農業が主体的に「食」の魅力提案するとともに、加工・中食、飲食・宿泊サービス、流通・販売など食の関連事業者と連携して新たなマーケットを創出することなどにより、「もうかる農業」につなげていくことが必要です。**

- ①食の関連事業者との連携による新たなマーケットの創出
 - ・食のバリューチェーンの構築によるみえフードイノベーションの展開
 - ・米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大
 - ・製粉事業者とのサプライチェーン活用による小麦の生産拡大
 - ・飼料用米の生産確保と生産性の向上
 - ・加工・業務用需要に対応できる野菜産地の育成
- ②農産物の機能性・品質に着目したマーケティング戦略
 - ・県産米の品質向上に向けたICT活用による高度管理技術の導入
 - ・米の地域特性を生かした商品開発と販路開拓
 - ・農産物の機能性を生かした商品開発と販路開拓
- ③首都圏・関西圏へ向けた販路開拓
 - ・首都圏営業拠点や関西事務所と連携した販路開拓
- ④グローバルマーケットの戦略的な開拓
 - ・果樹など園芸品目の輸出促進
 - ・茶産地におけるJGAPの取得促進等による茶の輸出の促進
 - ・県産ブランド和牛の輸出促進

基本視点2 農業の未来を切り拓く創造的農業経営への革新

人口減少の本格化やグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変動する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するのみならず、**従来の発想にとらわれず、創意工夫を發揮して、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体を育成することが重要**です。

また、農業者の高齢化が進展するなかで、若い農業者が不足するとともに、大規模経営体にあってもマネジメントをサポートする人材が不足するなど、農業の若返りが求められています。

このようなことから、**若者が就労の場として農業を選べ、次世代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくりを進めることが必要不可欠**となっています。

- ①多様な経営体の確保・育成
 - ・農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化による規模拡大
 - ・新分野への積極的なチャレンジの支援
 - ・企業の農業参入促進や農業と福祉の連携等の推進
- ②若者の農業参入の推進
 - ・パッケージで新規就農者を育成する仕組みを構築
 - ・移住促進策とも綿密に連携しながら、受入環境の整備を推進
- ③女性の活躍促進
 - ・新たなチャレンジを行う女性農業者の経営発展への支援
 - ・農業法人等への地域女性の就労マッチング等の仕組みづくり
- ④集落営農の仕組みづくり
 - ・持続的な集落営農組織の育成、法人化への支援
- ⑤農業生産基盤の整備保全と強靱化
 - ・大規模災害に備え、早期復旧・復興に向けた農業版BCPを策定
 - ・農業を支える生産基盤の整備と防災減災対策に取り組む

基本視点3 「協創」による持続的な地域活動の展開

農業・農村の有する多面的な役割への国民の期待は高まっており、その役割が十分に發揮されるよう、農村の振興を図ることは待たなしの課題となっています。

このような中、多面的機能の維持・發揮を図る地域活動や獣害対策、地域資源を活用した地域活性化の取組等、地域の創意工夫を生かした取組への支援を進めてきたなか、一部では先進的な取組も生まれてきています。

今後、こうした取組を「協創」による持続的な地域活動に発展させていくとともに、**多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことが必要**です。

- ①地域の特性を生かした農村の活性化と多面的機能の發揮
 - ・多面的機能を支える共同活動への支援、多様な人材の参画を促進
 - ・地域活動のビジネス化の促進
 - ・自然体験など多様な分野との連携による農村への集客の促進
 - ・みえジビエを活用した新たな産業の振興
- ②中山間地域農業の振興
 - ・雇用の創出と若者の定住につなげるため、総合的な支援を展開
- ③獣害につよい農村づくり
 - ・市町別の捕獲促進プランの策定促進と効率的な捕獲技術の開発
 - ・計画的な侵入防止柵の整備など地域の取組への支援
 - ・獣肉の利活用を含めた処理環境の整備

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業農村整備のめざす方向を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定する。

2 計画の位置づけ

みえ県民カビジョン及び三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を踏まえた基本的な農業農村の整備計画となる。

3 計画期間

H28からH37までの10か年計画とする。

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

- 1 人口減少・高齢化社会の到来
- 2 食料自給率の低下
- 3 グローバル化の進展
- 4 防災意識の高まり
- 5 環境問題への対応
- 6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性

- ・ほ場整備率は、約8割に達する一方、耕作放棄地の増により耕地面積は減少傾向
- ・農地集積は、ほ場整備済み農地を中心に増加傾向にあるものの、約3割の低水準

2 農村の防災減災

- ・農業用ため池は江戸時代の築造が多く、老朽化が進行する中、耐震対策済は少数
- ・排水機場の約6割が耐用年数を超えており、多くの施設が更新時期

3 農村の活力

- ・中山間地域等は平地に比べ、過疎化、高齢化が一層進行し、農村活力が低下
- ・都市住民のニーズが多様化し、農村の自然やふれあいをさらに求める傾向

4 農業及び農村の多面的機能

- ・地域の共同活動の維持に支障が生じつつあるとともに、担い手への維持管理負担が増大
- ・農業生産の条件が不利な中山間地域等では、農業生産活動や集落機能の弱体化が深刻

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり 役割3 地域の活動を支える体制づくり

2 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するために、地域での計画づくりの話し合いに能動的に加わり、その地域ごとのめざすべき姿を関係者と一緒に描き、その実現のために施策の着実な推進に取り組む。

また、3つの基本視点を定め、これを施策展開のベースに置いて、農業農村整備の必要性や役割を広く県民に発信する。

基本視点1 地域特性に応じた生産基盤の整備

- ・地域の農業経営や環境にあった農業の生産基盤、計画的な施設更新や長寿命化対策、適正な維持管理が重要。

基本視点2 重要度や影響を考慮した生産基盤の整備

- ・施設整備については、施設そのものの重要度や劣化状況だけでなく、人命などへの影響等も考慮して整備を進めることが重要。

基本視点3 地域内外の多様な主体が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

- ・農業者の維持管理の負担増大や都市住民のニーズの変化を踏まえ、多様な主体によって維持管理する取り組みを進めることが重要。

3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿

- ① 農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿
- ② 地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿
- ③ 地域の特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿
- ④ 地域の共同活動等が活発に行われ、農業及び農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

第5章 整備方針と主要取組

1 農業生産性の向上

・農業の経営安定のため、生産性の高い農業を支える生産基盤の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	H37目標値
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積	集積(面積)率	検討中
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理の省力化	パイプライン化進捗率	検討中
	高生産性の農業をめざした農地整備(区画整理)	ほ場整備率	検討中

2 安全・安心な農村づくり

・安全安心な暮らしのため、防災減災対策に取り組む

	目標項目	目標指標	H37目標値
基本目標	防災減災対策による被害防止	被害防止面積率	検討中
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池数	検討中
	基幹的農業水利施設の耐震化及び長寿命化対策	整備済排水機場数 機能保全計画策定延長	検討中 検討中

3 農村の総合的な振興と活性化

・農村活力の維持・強化のため、生産基盤、生活環境の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	H37目標値
基本目標	生産基盤や生活環境の整備による、集落の条件不利の解消	整備済集落数	検討中
基本事業	農業集落排水施設の整備による生活環境の改善	農業集落排水整備地区数	検討中
	施設整備による農村地域の活性化の促進	環境配慮施設、農道集道整備数	検討中

4 多面的機能の維持・発揮

・農業農村の多面的機能の維持発揮のため、地域活動の支援に取り組む

	目標項目	目標指標	H37目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動	集落率	検討中
基本事業	多面的機能支払の活動組織への支援	活動支援面積率	検討中
	中山間地域等直接支払の協定集落への支援	協定支援面積率	検討中

第6章 推進体制

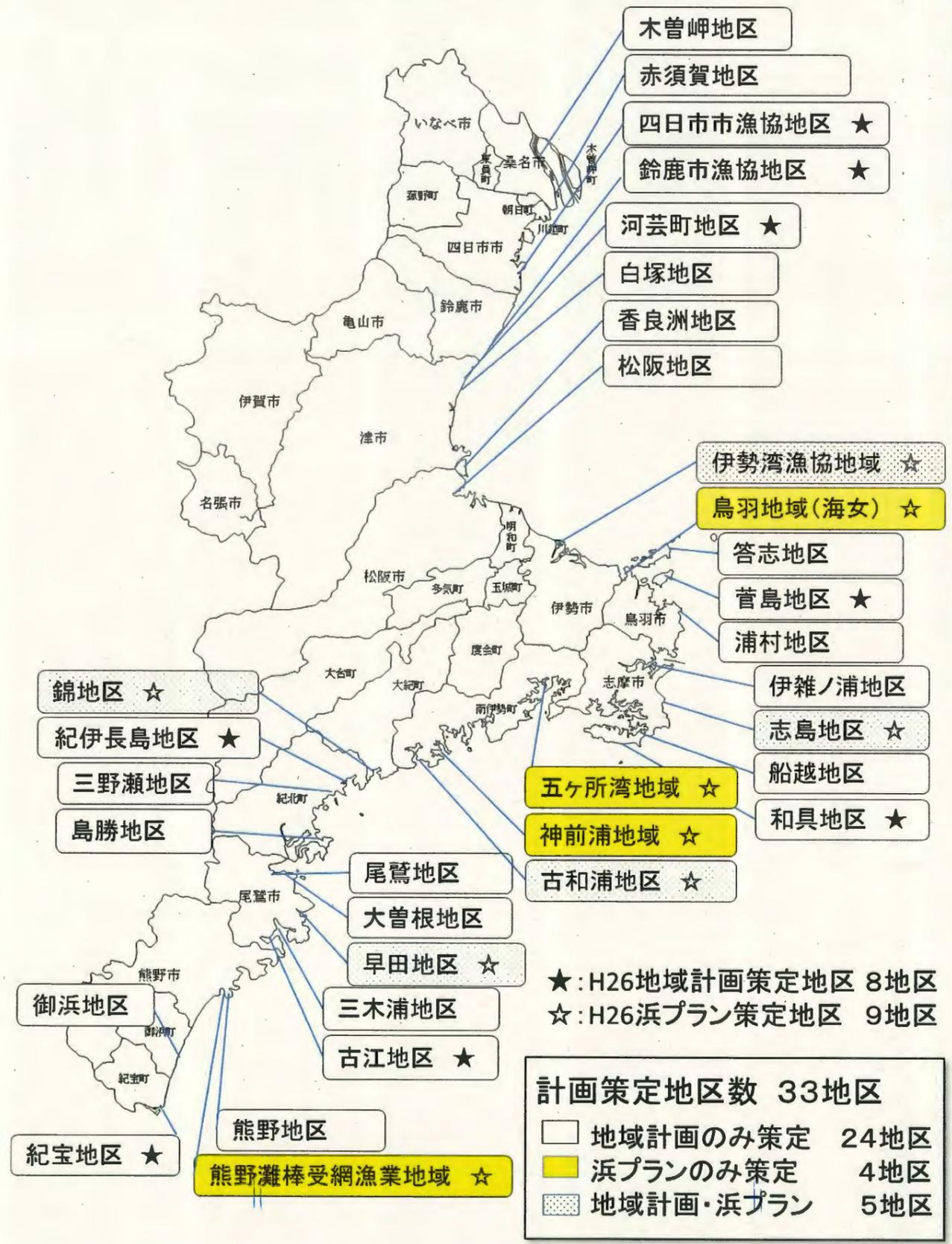
1 計画の推進体制

県、市町、土地改良区の関係団体や農業者等が担う役割を明確にし、この計画の目標達成に向け連携して取り組む。

2 県の果たすべき役割

県は、積極的な計画推進と関係機関が連携する推進体制の構築を図るとともに、必要な技術力の向上に取り組む。

地域計画と浜プランの策定状況



1. 菅島地区
サメ加工品(サメたれ)



2. 鳥羽地域(海女)
海女もん商品



3. 浦村地区
アサリ養殖



4. 尾鷲地区
マグロ消費促進



5. 錦地区
伊勢まだい



6. 大曾根地区・三野瀬地区
ヒロメ養殖